

事業概要

令和 7 年版

 東京都都民安全総合対策本部

目 次

第1 執行体制、分掌事務、予算・決算

1 執行体制	
(1) 体制図	3
(2) 職員配置状況	4
2 分掌事務	5
3 予算・決算	6
(1) 予算	6
(2) 決算	7

第2 事業内容

1 都民安全総合対策本部の役割と取組の方向性	11
2 治安対策の推進	14
(1) 防犯環境の整備	14
ア 防犯設備の整備に対する区市町村補助	14
イ 地域における見守り活動支援	14
ウ 地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業	14
エ 防犯設備維持管理経費補助事業・防犯設備運用経費補助事業	15
オ 防犯カメラステッカー事業	15
(2) 防犯ボランティアの活動支援	15
ア 防犯ポータルサイトの運営	15
イ 防犯ボランティアのつどい	15
ウ 防犯団体等への都民安全総合対策本部長賞贈呈	16
エ ながら見守り連携事業の推進	16
オ 子供安全フェスタ	16
カ 防犯ボランティア団体結成促進事業	17
(3) 子供の安全対策	17
ア 子供を守る事業者連携事業	17
イ リーフレットの作成・配布	17
ウ 犯罪被害等のリスクを抱える青少年・若者への支援	17
(4) 在住外国人等の安全・安心施策の推進	18
ア 在住外国人等による子供の見守り活動	18
イ 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発	18
ウ 在住外国人等に向けた情報発信	19

(5) 有害情報等からの保護	19
ア 携帯電話の危険性から子供を守るための取組	19
イ ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	19
ウ インターネット利用適正化・性被害等防止対策	20
(6) 再犯の防止等の推進	21
ア 東京都再犯防止推進協議会の運営	22
イ 犯罪に関する相談事業	22
ウ 区市町村サポート事業	22
エ 「非行少年・再犯防止支援ガイドブック」の作成・配布	22
オ 再犯防止に関する研修会	23
カ 再犯防止に関する Web サイトの運営	23
キ 社会を明るくする運動	23
ク 協力雇用主制度の普及啓発	23
ケ 非行少年の再犯防止、社会復帰支援事業	23
コ サポートーズ交流会	23
サ 保護司活動への理解を深めるための都職員等説明会	23
(7) 少年非行を防止する取組の推進	23
ア 子供に万引きをさせない連絡協議会の運営	24
イ 万引き防止啓発活動の推進	24
(8) 身近な犯罪の防止対策	24
ア 特殊詐欺対策	24
イ 女性に対する犯罪の防止対策	26
ウ 痴漢撲滅プロジェクト	26
エ 万引き対策	27
オ 危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定	27
(9) 外国人不法就労防止対策	27
ア 不法就労防止啓発講習	28
イ 「外国人労働者雇用マニュアル」の作成	28
ウ 外国人適正雇用推進月間	28
エ 外国人適正雇用推進宣言事業所づくり	29
(10) 外国人滞在支援対策	29
ア 滞在適正化講習	29
イ 「外国人在留マニュアル」の作成	29
ウ 来日外国人向け啓発 DVD の活用	30
(11) 暴力団排除対策	30
ア 暴力団排除の取組	30
イ 東京都暴力団排除条例の施行に伴う取組	31

(12) 防犯機器の導入促進	32
ア 防犯機器等購入緊急補助事業	32
3 交通安全対策等の推進	32
(1) 交通事故防止	32
ア 春・秋の全国交通安全運動、TOKYO 交通安全キャンペーン	32
イ 暴走族追放の普及啓発	33
ウ 過積載防止対策	33
エ 首都交通対策協議会会長賞の贈呈	34
オ 区市町村の交通安全教育担当者への実務講習会	34
カ 子供と高齢者、外国人等の交通安全対策	34
キ 飲酒運転対策	35
ク 東京都交通安全ポスターコンクール	35
ケ 交通短期保護観察処分者に対する交通安全教育	35
コ 自動車運転代行業の認定等に関する同意・監督	35
サ 交通事故相談	36
(2) 自転車安全対策	36
ア 自転車安全利用普及啓発	36
イ 自転車安全利用 TOKYO セミナー	38
ウ 自転車安全利用推進事業者制度	39
エ 自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助	39
オ 放置自転車対策	39
(3) マイクロモビリティの安全な交通対策	40
(4) ITS 等を活用した交通の円滑化と安全の促進	40
ア 普及啓発活動を主軸とした渋滞対策	40
イ 震災時等における運転者等への情報提供	40
4 若年支援施策の推進	40
(1) 青少年問題協議会	40
(2) 若者総合相談支援事業	41
ア 東京都若者総合相談センター「若ナビα（アルファ）」の運営	41
(3) 地域における若者の自立等支援体制の整備	42
ア 子供・若者自立等支援体制整備の推進	42
イ 地域支援者向け講習会	42
ウ 若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」の運営	43
エ ヤングケアラー相談支援等補助事業	43
オ 困難を抱える若者の意見を聴く仕組みづくり	43
(4) 地域における青少年の健全育成の推進	43
ア 東京子供応援協議会等の運営	43

イ 地域における青少年の健全育成	44
(5) 青少年健全育成審議会	45
ア 図書類指定の流れ	46
イ 図書類指定の効果	46
(6) 有害情報等からの保護	46
ア 立入調査	46
イ 健全育成功労者等表彰	46
ウ 青少年健全育成協力員制度	47
(7) いじめ問題対策	47

第3 参考資料

1 所管条例	51
2 所管計画	52
3 主な附属機関	53
4 各種 Web サイト	54

第1 執行体制、分掌事務、予算・決算

1 執行体制

(1) 体制図

(令和7年4月1日現在)



※数字は人数を示す。

※本図は、執行体制を表すものであり、組織機構図とは一致しない。

(2) 職員配置状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	職 層 別 内 訳							合 計
	理事	参事	副参事	統括 課長代理	課長代理	主任	主事	
都民安全総合対策本部	1	3	15	4	29	22	16	90
	(1)		(7)		(13)	(6)		(27)
総合推進部	1	3	15	4	29	22	16	90
	(1)		(7)		(13)	(6)		(27)
総合推進課	1	1	5	2	8	8	6	31
	(1)		(2)		(2)			(5)
都民安全課		1	6	1	12	7	2	29
			(3)		(8)	(4)		(15)
治安対策課			1	0	5	3	3	12
			(1)		(3)	(2)		(6)
若年支援事業課		1	3	1	4	4	5	18
			(1)					(1)

注) () 内は、兼務職員、併任職員、割愛採用職員又は研修生で内書き。

2 分掌事務

部 ・ 課		分 掌 事 務
総 合	総合推進課	1 本部の組織及び定数に関すること。 2 本部所属職員の人事及び給与に関すること。 3 本部所属職員の福利厚生に関すること。 4 東京都職員研修規則第4条の規定に基づく研修に関すること。 5 本部事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 6 本部の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 7 本部の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 8 本部の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 9 本部の予算、決算及び会計に関すること。 10 本部の契約に関すること。 11 本部の財産、物品及び債権の管理に関すること。 12 本部事務事業の進行管理及び調整に関すること。 13 本部事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。 14 本部事務事業の広報及び広聴に関すること。 15 本部事務事業の企画調整に関すること。 16 本部事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。 17 交通安全に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。 18 交通安全計画の策定及び推進に関すること。 19 東京都交通安全対策会議に関すること。 20 首都交通対策協議会に関すること。 21 自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督に関すること。 22 交通事故相談に関すること。 23 その他交通安全対策の推進に関すること。 24 本部内他の課に属しないこと。
		1 都民の安全安心に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 再犯防止計画に関すること。 3 外国人共生・滞在支援に関すること。 4 サイバー空間上の安全対策の推進に関すること。 5 東京都安全安心まちづくり条例の施行に関すること。
推 進	都民安全課	
	治安対策課	1 治安に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 治安対策の推進に関すること。
部	若年支援事業課	1 子供・若者の支援に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 東京都青少年問題協議会及び東京都青少年健全育成審議会に関すること。 3 子供・若者支援の推進並びに子供・若者支援関係団体及び関係業界の指導及び連絡に関すること。

3 予算・決算

(1) 予算

※予算額・項目は、当初予算を記載している。

ア 総額

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率(%)
歳 入 (A)	33,857	33,028	829	2.5
歳 出 (B)	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3
差引一般財源(B)－(A)	8,456,143	2,851,454	5,604,689	196.6

イ 歳入予算

(単位：千円)

科 目	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率(%)
使用料及手数料	1	1	0	0.0
国庫支出金	16,835	3,075	13,760	447.5
繰入金	16,321	29,452	△13,131	△44.6
諸収入	700	500	200	40.0
計	33,857	33,028	829	2.5

ウ 歳出予算

(単位：千円)

科 目	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率(%)
生活文化費	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3
都民安全総合対策費	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3
管理費	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3
計	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3

※令和6年度予算は、令和7年度予算に置き換えている。

(単位：千円)

債務負担行為	0	27,363	△27,363	△100.0
--------	---	--------	---------	--------

エ 事業別歳出予算

(単位：千円)

事 項	令和7年度	令和6年度	増(△)減	増減率(%)
生活文化費	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3
都民安全総合対策費	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3
管理費	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3
職員費	570,341	505,520	64,821	12.8
管理費	37,849	35,073	2,776	7.9
治安対策の推進	7,088,121	1,428,406	5,659,715	396.2
交通安全対策	386,449	597,087	△210,638	△35.3
集中的な渋滞対策	16,321	29,452	△13,131	△44.6
若年支援の推進	390,919	288,944	101,975	35.3
計	8,490,000	2,884,482	5,605,518	194.3

オ 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		議決年度	期間	限度額
債務負担行為のⅠ	ウェブチャット相談システム運用業務委託（ネットトラブル相談・若者総合相談）	令和６年度	令和７～９年度	27,363
	計	令和７年度議決分		0
		過年度議決分		27,363
				27,363

(2) 決算

ア 総額

(単位：円)

区 分	予算現額	実 績	増(△)減	増減率(%)
歳 入	3,576,000	3,493,132	△82,868	△2.3
歳 出	2,884,482,000	2,314,627,643	569,854,357	19.8

イ 歳入

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	増(△)減	収入率(%)
使用料及手数料	1,000	1,090	90	109.0
国庫支出金	3,075,000	2,618,700	△456,300	85.2
財産収入	0	2,431	2,431	－
諸 収 入	500,000	870,911	370,911	174.2
計	3,576,000	3,493,132	△82,868	97.7

ウ 歳出

(単位：円)

科 目	予算現額	支出済額	増(△)減	執行率(%)
生活文化スポーツ費	2,884,482,000	2,314,627,643	569,854,357	80.2
生活文化スポーツ費	2,884,482,000	2,314,627,643	569,854,357	80.2
管 理 費	509,403,000	508,430,152	972,848	99.8
都民安全推進費	2,375,079,000	1,806,197,491	568,881,509	76.0
計	2,884,482,000	2,314,627,643	569,854,357	80.2

第2 事業内容

1	都民安全総合対策本部の役割と取組の方向性	11
2	治安対策の推進	14
3	交通安全対策等の推進	32
4	若年支援施策の推進	40

1 都民安全総合対策本部の役割と取組の方向性

闇バイトが関係する凶悪な犯罪や特殊詐欺、様々な不安や悩みを抱え「ト一横」に来訪する青少年・若者への対策など、直面する課題に機を逸することなく機動的に対応し、都民の安全安心を確保していく必要がある。

都民安全総合対策本部は、社会情勢や都民生活の変化を捉え、「治安対策」「交通安全対策」「若年支援」の3つを施策の柱として、都民の安全安心に資する施策を総合的に推進していく。

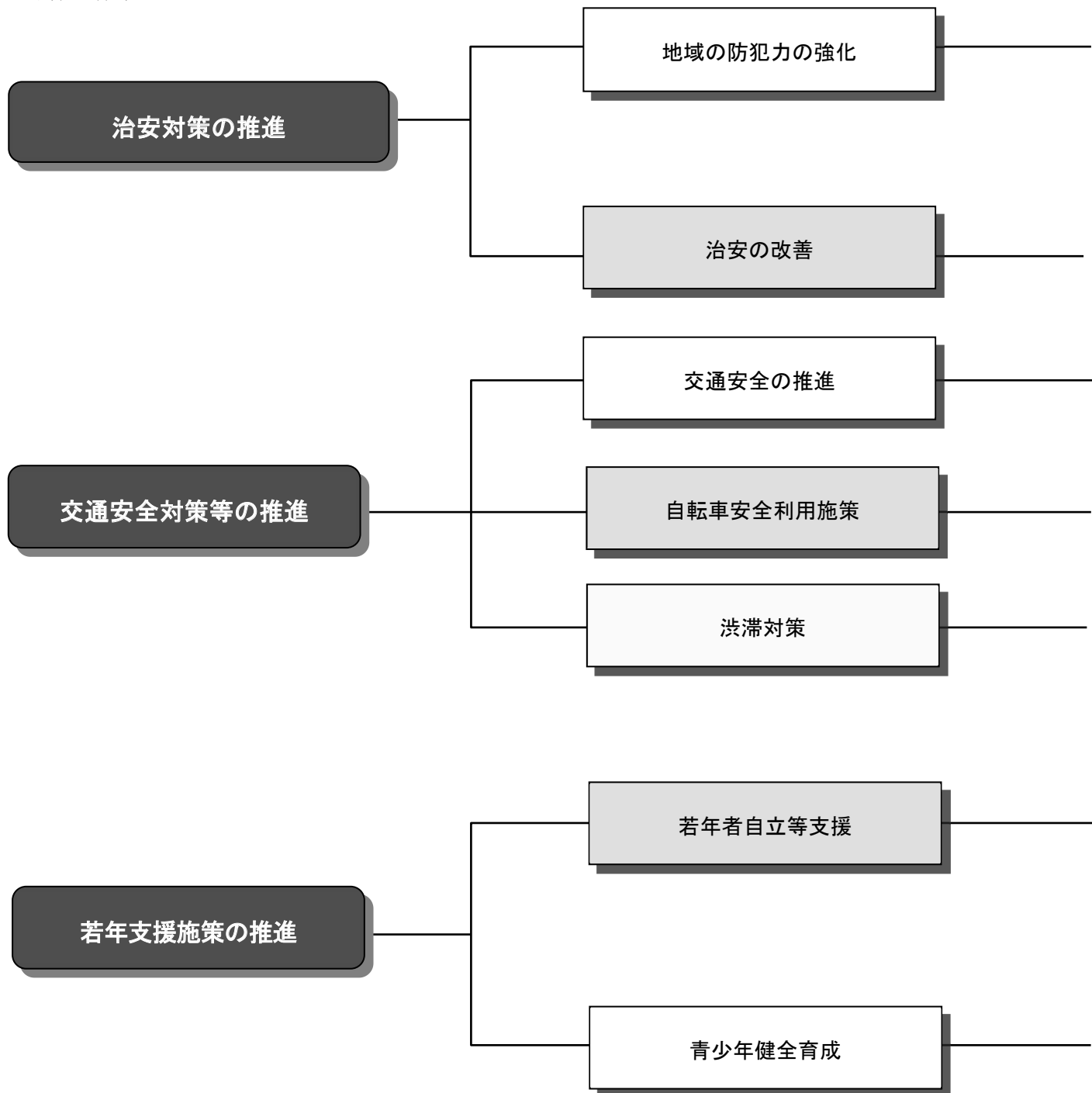
治安対策では、「匿名・流動型犯罪グループ」による特殊詐欺や強盗被害の発生など、都民の安全を脅かす犯罪が多様化・巧妙化しており、情勢に応じた柔軟かつ機動的な対策が求められている。また、SNS等のやりとりを介して生じる犯罪・トラブルが増加しており、スマートフォン利用の低年齢化に伴い、今後更なる被害が懸念されるため、対策の強化が求められている。

交通安全対策では、令和6年の交通事故件数は3万件を下回る目前まで減少したものの、死者数は2年連続で増加している。また、特に都内では、自転車関連事故が多く発生しており、交通事故全体に占める割合は4割強にも及び、全国平均の約2倍となっている。特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティの利用も拡大していることから、あらゆる機会を通じ、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践を呼び掛けていく必要がある。

若年支援では、子供・若者を取り巻く社会状況等は大きく変化しており、ヤングケアラーをはじめとする様々な問題に通底する孤独・孤立など、複合的な課題が顕在化している。困難を有する若者が社会的自立を果たす上では、当事者である若者の声を聴き、一人ひとりの悩みや不安に丁寧に関わり、幅広い分野の関係機関と連携した重層的な支援が一層求められている。

これらの状況に的確に対応し、都民の安全安心を確保していくため、3つの施策を有機的に連携させ、切れ目なく実施していく。また、実施に当たっては、警察機関はもとより、区市町村、民間事業者、地域の防犯ボランティア・支援団体等と連携し、一体となった取組が不可欠である。当本部は、これらの関係機関等の結び目としての機能を果たし、「誰もが安全安心を実感できる社会」の実現に向け、施策を推進していく。

事業の体系



- ・防犯環境の整備 ・防犯ボランティアの活動支援 ・子供の安全対策
- ・在住外国人等の安全安心施策の推進 ・有害情報等からの保護
- ・再犯防止等の推進 ・少年非行を防止する取組の推進

- ・身近な犯罪の防止対策 ・外国人不法就労防止対策
- ・外国人滞在支援対策 ・暴力団排除対策 ・防犯機器の導入促進

- ・交通事故防止
(・子供と高齢者、外国人等の交通安全対策 ・飲酒運転対策 ・交通事故相談
・マイクロモビリティの安全な交通対策 など)

- ・自転車安全対策
(・安全利用普及啓発 ・放置自転車対策)

- ・ITS 等を活用した交通の円滑化と安全の促進

- ・青少年問題協議会
- ・若者総合相談支援事業
- ・地域における若者の自立等支援体制の整備
- ・いじめ問題対策

- ・地域における青少年の健全育成の推進 ・青少年健全育成審議会
- ・有害情報等からの保護

2 治安対策の推進（都民安全課・治安対策課）

これまで都内の刑法犯認知件数は減少してきたが、令和4年から増加に転じている。特殊詐欺の被害は依然として深刻で、SNSを悪用した投資詐欺や闇バイトなどの新たな脅威も顕在化しており、関係機関と連携し、地域の防犯力の強化、治安の改善に取り組んでいる。

(1) 防犯環境の整備

地域の防犯力向上のため、防犯カメラの設置を契機として、地域の見守り活動等が活発に展開されるよう、町会・自治会や商店街等に対し、設置費用等の補助を行っている。

いわゆる闇バイト強盗の発生により都民の不安や防犯意識が高まっていることから、令和7年度から2年間の緊急対策として、町会・自治会や商店街等が新規に設置又は更新する防犯カメラに対する都の補助率を引き上げ、地域防犯力の向上を図っている。

ア 防犯設備の整備に対する区市町村補助（平成16年度開始）

安全で安心なまちづくりを防犯設備面から推進するため、商店街及び商店街の連合会が防犯カメラ等を設置する経費について、区市町村を通じて補助している。

※ 平成24年度より産業労働局へ執行委任

・事業実績（令和6年度）

補助総額 46,574千円

イ 地域における見守り活動支援（平成22年度開始）

町会・自治会等が単独で、又は連携して行う、防犯カメラ等の防犯設備の整備や見守り活動に必要な装備品等の経費について、区市町村を通じて補助しているほか、区市町村が行う落書き消去等の環境改善に必要な資機材や、青色防犯パトロールで使用する青色回転灯等の購入に係る経費を補助している。

また、地域防犯力強化に向けた防犯ボランティア活動の環境整備を促進するため、令和7年度から2年間の緊急対策として、地域団体又は区市町村による青色防犯パトロール車両の購入及び防犯ボランティアの活動拠点整備に係る経費を補助している。

・事業実績（令和6年度）

補助総額 457,210千円

※ 防犯設備補助事業に係る実績

ウ 地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業（令和4年度開始）

区市町村、教育委員会及び警察署で構成する協議体が協議し、放課後活動時間帯の子供を中心とした住民の安全確保のため必要と認める道路・公園へ区市町村が設置する防犯カメラの整備に係る経費を補助している。

・事業実績（令和6年度）

補助総額 34,102千円

エ 防犯設備維持管理経費補助事業（令和元年度開始）・防犯設備運用経費補助事業（令和２年度開始）

地域の防犯力の維持向上に取り組む町会・自治会、商店街等を更に支援するため、町会・自治会、商店街等が設置・管理する防犯カメラ（※）の保守点検、修繕及び移設に係る経費並びに電気料金及び使用料（共架料等）について、区市町村を通じて補助している。

※ 上記ア、イの補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ

・事業実績（令和６年度）

防犯設備維持管理経費補助 補助総額 17,788千円

防犯設備運用経費補助 補助総額 14,382千円

オ 防犯カメラステッカー事業（令和３年度開始）

都の補助を受けて設置した防犯カメラの視認性を向上させ、「見せる」防犯による犯罪の抑止、地域における防犯意識の向上及び来都者等の安心感の醸成を図るため、防犯カメラの設置表示に用いるステッカーのデザインを提供している。



防犯カメラステッカーデザイン

(2) 防犯ボランティアの活動支援

東京都安全安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）に基づき、防犯ボランティアが活動を継続・充実するために必要な支援を区市町村等と協力して行っている。

ア 防犯ポータルサイトの運営（平成17年度開始）

地理情報システムを活用した防犯マップや、防犯ボランティア団体の概要・活動事例、子供の安全対策、都・区市町村の取組等を掲載したポータルサイト「東京都防犯ネットワーク」を運営している。

・事業実績（令和６年度）

防犯ボランティアデータベース登録団体 1,138団体

イ 防犯ボランティアのつどい（平成17年度開始）

防犯ボランティア団体の拡充や活動の活性化を図るため、防犯の専門家によるセミナーのほか、他団体との意見交換の場を設け、交流を深めるとともに、防犯マップの活用・操作方法に係る講習を実施し、パトロール等各種活動の高度化、効率化を図っている。

・事業実績（令和６年度）

11月 青パトセミナー 参加者 39人（青色防犯パトロール車 19台）

6月、9月 防犯ボランティアのつどい 参加者 会場83人、オンライン49人

ウ 防犯団体等への都民安全総合対策本部長賞贈呈（平成28年度開始）

防犯活動を長年実施している個人（団体）や、地域の安全安心に関して模範となる先駆的な防犯活動を実施している個人（団体）を表彰し、感謝の意を表すことで、一層の防犯活動の推進を図っている。

- ・事業実績（令和6年度）

表彰状 32人、8団体 感謝状 38団体

エ ながら見守り連携事業の推進（平成27年度開始）

犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と協働で子供等を見守るネットワークの構築を進めている。区市町村は、地域の実情を踏まえた個別協定を当該事業者と締結し、よりきめ細かな見守り活動を実施している。



ながら見守りステッカー
（車両用：見る角度で絵柄が変わる。）

＜ながら見守り連携事業 締結中の企業 計35社＞

平成27年度	一般社団法人東京都信用金庫協会 日本郵便株式会社東京支社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
平成28年度	株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ポプラ 株式会社イトーヨーカ堂 東京都牛乳商業組合 東京ヤクルト販売株式会社 東京都新聞販売同業組合 多摩新聞販売同業組合 ヤマトホールディングス株式会社 佐川急便株式会社 東京電力ホールディングス株式会社
平成29年度	三井住友海上火災保険株式会社 住友生命保険相互会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社
平成30年度	一般社団法人東京都L Pガス協会 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
令和元年度	株式会社カクヤスグループ 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
令和3年度	株式会社ダスキン訪販グループ営業本部東京地域本部 サニクリングループ（株式会社サニクリーン東京 デイベンロイリネンサプライ株式会社 株式会社トーヨー エスケーユニフォーム株式会社） コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 株式会社白洋舎
令和4年度	アサヒ飲料販売株式会社 S O M P O ケア株式会社
令和5年度	サントリービバレッジソリューション株式会社
令和6年度	株式会社ジェイコム東京

オ 子供安全フェスタ（平成20年度開始）

子供に親しみがあるキャラクター等を起用した「防犯ショー」を中心としたイベントを開催し、子供が犯罪被害等に遭わない方法を親子で楽しみながら学ぶ機会を設け、子供自身の防犯力の向上を図るほか、子供を見守る防犯ボランティア活動への保護者の理解を深めている。

- ・事業実績（令和6年度）

3月 参加者 421名

カ 防犯ボランティア団体結成促進事業（令和３年度開始）

防犯ボランティア団体が抱える「高齢化」と「担い手不足」という課題の打開策として、「市民ランナー」と「犬の飼い主」に着目し、「ランニングしながら」（RUNandSAFETY）及び「犬の散歩をしながら」の見守り活動（わんわんパトロール）を実施する団体からの申請に対して、防犯活動啓発グッズを配布している。

これにより市民ランナーが街中をランニングする際や、飼い主が犬を散歩させる際に、街の安全安心を見守る「ながら見守り」を実施する防犯ボランティア団体の結成促進及び育成を図っている。

(3) 子供の安全対策

登下校時の見守りやパトロールのほか、地域で子供を見守るための活動促進、人材育成等を行っている。子供が犠牲となる痛ましい事件・事故が後を絶たない昨今の情勢を踏まえ、一層の取組を図っていく。

ア 子供を守る事業者連携事業（TOKYOこども見守りの輪プロジェクト）（令和４年度開始）

親子で訪れることの多い商業施設の運営事業者と連携し、利用客に対する啓発動画の放映や、店舗周辺の見守り活動、従業員等への啓発等を通じ、子供・保護者の防犯意識の向上と、地域ぐるみで子供を守るという社会気運の醸成を図っている。

・事業実績（令和６年度）

防犯イベント 20回

<締結中の企業 ８社>

令和４年度	イオンタウン株式会社、イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社、株式会社イトーヨーカ堂
令和５年度	株式会社ティップネス
令和６年度	株式会社ジェイエスエス、日産東京販売ホールディングス株式会社、野村不動産ライフ&スポーツ株式会社

イ リーフレットの作成・配布（平成30年度開始）

小学校低学年の児童、その保護者等を対象とした子供の安全啓発動画の紹介や、防犯標語「いかのおすし」を分かりやすく伝えるリーフレットを作成し、都内全域の小学校一年生を対象に配布することで、家庭における安全教育の普及・啓発を図っている。

・事業実績（令和６年度）

リーフレット作成・配布 250,000部

ウ 犯罪被害等のリスクを抱える青少年・若者への支援（令和５年度開始）

いわゆる「トー横」等の歌舞伎町周辺の状況を踏まえ、青少年・若者が抱える悩みを気軽に相談できる窓口「きみまも@歌舞伎町」を運営し、一人ひとりに寄り添った支援を実施するほか、青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれないよう注意喚起を行うとともに、関係機関と連携した各種啓発などを実施する。

- ・事業実績（令和6年度）

- 青少年・若者向け相談窓口（きみまも@歌舞伎町） 5月31日開設

- 「トー横」での啓発イベント実施 11月

- 関係機関が参画する情報連絡会開催 第3回：8月、第4回：2月

- その他、ターゲティング広告や春休み期間における被害防止啓発キャンペーンを実施

(4) 在住外国人等の安全・安心施策の推進

都内の在住外国人は、令和7年1月現在約72.1万人（前年比約7.4万人増）と過去最多となり、今後も在住外国人や外国にルーツを持つ者（以下「在住外国人等」という。）や、その子供は増加していくことが予想される。

このため、在住外国人等にも地域社会を構成する一員として「地域の安全」に協力してもらうことを目的として、在住外国人等を対象にした安全安心に関する取組や啓発を推進している。

ア 在住外国人等による子供の見守り活動（令和元年度開始）

在住外国人等が多く集まる区市町村や団体等と連携・協力し、子供の見守り活動を実施することで、在住外国人等の子供の安全を確保するとともに、在住外国人等にも防犯意識を高めてもらい、地域における防犯力の向上につなげていく。

- ・事業実績（令和6年度）

- 子供の見守り活動 新規2地域

イ 在住外国人等の子供を対象にした安全啓発（令和2年度開始）

在住外国人等の子供の非行や犯罪被害を防止するため、小学校高学年以上を対象とした安全啓発に関するテキストを作成し配布するとともに、講座を実施している。

テキストは、「やさしい日本語版」に加え、英語、中国語等の計7種類作成し、区市町村、警視庁等を通じて配布するとともに、ホームページにも掲載し、広く活用できるようにしている。

講座は、オンライン実施も可能で、日本語又は英語により開催している。

加えて、令和3年度には、小学校低学年以下の子供自身に学んでもらうことを目的として、安全安心に関する基礎知識やトラブルへの対応方法等を分かりやすい表現で取りまとめた電子紙芝居をやさしい日本語、英語、中国語及び韓国語の計4言語で制作し、インターナショナルスクール等への配布及びホームページにおける配信を行っている。

・事業実績（令和6年度）

安全啓発講座	30回開催
安全啓発テキスト	計4,000部
（やさしい日本語）	300部
（英語）	1,500部
（中国語 簡体字）	700部
（中国語 繁体字）	300部
（韓国語）	400部
（ベトナム語）	500部
（ネパール語）	300部



安全啓発テキスト
（英語版）



電子紙芝居（中国語版）

ウ 在住外国人等に向けた情報発信（令和2年度開始）

在住外国人等に安全安心に関する情報を届けるため、やさしい日本語や英語等を活用した情報発信をホームページ等で行うとともに、外国人が多く集まるイベントにおける啓発、在住外国人等の支援者を対象とした情報連絡会の開催等を行っている。

・事業実績（令和6年度）

イベントへのブース出展	5件
情報連絡会（2月開催）	参加者 63人

(5) 有害情報等からの保護

青少年を様々な有害情報から保護し、青少年の健全な育成を図るため、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」（昭和39年東京都条例第181号。以下「健全育成条例」という。）に基づき、青少年の生活環境の整備、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の防止等を目的として各種事業を実施している。

ア 携帯電話の危険性から子供を守るための取組（平成23年度開始）

健全育成条例に基づき、インターネット利用に伴う危険から青少年を守るために有益な携帯電話端末等及びインターネット接続機器に付加することができる機能を推奨する制度を設けている。

都が推奨した携帯電話端末等及び機能は、都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の9都県市において共同して推奨することとしている。

イ ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営（平成21年度開始）

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルの被害者・加害者となるケースが発生しており、さらにはパパ活や自画撮り被害等といったSNSに起因する性被害関連のトラブルも社会問題となっている。

そこで、青少年やその保護者、学校関係者等を対象に、インターネットやスマートフォンに関する各種トラブルや悩みについて気軽に相談できる総合的な相談窓口「こたエール」を運営している。

＜受付方法＞ 電話・LINE（月曜日～土曜日、午後3時から午後9時まで ※祝日・年末年始を除く。）、メール（常時）

・事業実績（令和6年度）

相談件数 2,308件

ウ インターネット利用適正化・性被害等防止対策（平成18年度開始）

スマートフォンやSNS等の急速な普及やその利用の低年齢化に伴い、生活環境の乱れにつながるインターネットの長時間利用や、パパ活や自画撮り被害等といったSNSに起因する性被害関連のトラブルが社会問題となっている。

このような様々な被害から都民を守るため、トラブルに巻き込まれやすい青少年やその保護者、そして周囲の大人に向けて、問題の正しい認識や対応方法等に関する知識を身に付けてもらうことを目的とした各種啓発を行っている。

(ア) ファミリールール講座の運営

インターネット等の利用に伴うトラブルの実態や、トラブルから身を守るための防止策を学ぶことのできる講座等を実施している。

インターネット等の利用に関するトラブルや自画撮り被害等を取り上げる「基礎講座」と、家庭のルール作りを支援する「保護者同士のグループワーク」、性被害等をより身近な問題として理解を深めてもらうための「大学生と考えるグループワーク」、「生徒自身による自主ルール作り」等、利用者のニーズに応じて選択できる「選択講座」がある。

・事業実績（令和6年度）

ファミリールール講座の開催 全800回、参加者 140,097人

大学生と考えるグループワーク 56回

生徒自身による自主ルール作り 24回

(イ) 啓発リーフレット等の作成・配布

「自画撮り被害」等の性被害やネットトラブルの実態、相談窓口等をまとめたリーフレットを作成し、年代別のものを生徒やその保護者に配布している。

・事業実績（令和6年度）

リーフレット（小学5年生本人用）	135,000部
（中学1年生本人用）	132,000部
（高校1年生本人用）	130,000部
（小学1年生保護者用）	160,000部
（小学5年生、中学1年生保護者用）	265,000部

(ウ) SNSトラブル防止動画コンテスト

都内在住・在学・在勤の13歳から29歳までの青少年等からSNSトラブル防止を啓発する動画等のコンテンツを募集するコンテストを開催している。

また、入選作品をデジタルサイネージ等で放映することで、青少年を被害から守る気運を醸成している。

(エ) SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化

SNSの不適切な利用に起因する性被害等に関するトラブルが社会問題となる中、安全安心な形でインターネット等を利用できる環境の整備に取り組んでいく必要がある。

この課題に対処するため、第32期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、インターネット上でハイリスクな行動をとる青少年や大人を対象に、SNS等での危険な行動について注意を呼び掛けるターゲティング広告を配信するなど、普及啓発を実施している。

(オ) 青少年の安全なインターネット利用に向けた保護者への支援の強化

SNS やオンラインゲームなどインターネットで知り合った人とのトラブルが社会問題となる中、青少年をトラブルから守るためには、保護者が子供のインターネット利用に適切に関わる必要がある。



そのため、共通のロゴ（「ネットつぐ Tokyo」）を活用するなどして気運の醸成を図るとともに、様々な啓発コンテンツを展開することで、保護者が子供のネット利用環境を整える取組を支援する。

共通のロゴ

(6) 再犯の防止等の推進

都内の刑法犯検挙人員は、全体では減少傾向にあり、特に初犯者は大きく減っている。一方、再犯者は減少幅が小さく、都内刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割であり、再犯防止推進に向けた更なる取組が求められている。

こうした中、都はこれまで、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。）の趣旨と「第一次東京都再犯防止推進計画」（令和元年7月策定、計画期間：令和元年度～5年度。）に基づいて、必要な取組を推進してきた。都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、これまでの取組の検証を踏まえるとともに、令和5年3月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画の内容を勘案し、令和6年3月に「第二次東京都再犯防止推進計画」（計画期間：令和6年度～10年度。以下「本計画」という。）を策定した。本計画に基づき、犯罪をした者等であって、都内に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関・団体等とも連携し、必要な取組を推進する。

ア 東京都再犯防止推進協議会の運営（令和元年度開始）

「第一次東京都再犯防止推進計画」に基づき設置した東京都再犯防止推進協議会及び同実務者会議において、都、区市町村、都内の刑事司法関係機関その他関係機関、団体等が、直面する課題への対応等について包括的に協議し、再犯防止に向けた連携を充実・強化する。

- ・構成 東京都の職員 9人、国の関係機関の職員 4人、区市町村の職員 3人、民間支援団体 5人、有識者等 3人 計24人

イ 犯罪に関する相談事業（平成30年度開始）

犯罪をした者が再犯に及ぶ背景には疾病等の様々な問題があり、その状況に応じた支援が必要であるため、犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口を設置している。社会福祉士等の専門職が電話等による相談に対応し、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、的確かつ必要な支援につなげ、再犯を防止する。

（相談事業の変遷）

平成30年度 高齢者万引き相談

万引きに関する悩みを抱える高齢者やその家族等を対象に相談窓口を設置

令和元年度 高齢者よろず犯罪相談

犯罪に関する悩みを抱える高齢者やその家族等を対象に相談窓口を設置

令和2年度以降 犯罪お悩みなんでも相談

犯罪に関する悩みを抱える者、その家族又は関係者を対象に相談窓口を設置。全ての年齢層を対象に、あらゆる犯罪の相談を受け付けている。



犯罪お悩みなんでも相談ポスター

ウ 区市町村サポート事業（令和4年度開始）

区市町村における再犯防止の取組を後押しするため、イの相談事業におけるこれまでの対応ノウハウを活用し、区市町村の課題やニーズに応じた研修会の開催、情報提供等を行っている。

また、「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」の開催により、都、区市町村相互の情報交換や、取組事例の共有を行い、連携を図っている。

エ 「非行少年・再犯防止支援ガイドブック」の作成・配布（令和元年度開始）

保護司をはじめ、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関やNPO法人等の民間支援機関等、非行少年や犯罪をした者の社会復帰支援に携わる支援者の活動の一助とするため、再犯防止に資する社会資源等の情報を掲載したガイドブックを作成・配布している。

オ 再犯防止に関する研修会（平成29年度開始）

立ち直り支援に携わるNPO法人等の民間支援団体や行政職員等に対して、再犯防止に関する理解を醸成し、裾野の拡大と各団体等の取組の支援することを目的として、立ち直り支援の事例等を紹介する研修会を開催している。

・事業実績

令和6年度 全4回、参加者 計1,039人

カ 再犯防止に関するWebサイトの運営（令和4年度開始）

犯罪や非行からの立ち直り支援に携わっている支援者や、犯罪をした者やその家族等を対象に、悩みや困難に応じた相談窓口等の検索や、再犯防止に関する情報を調べることができるポータルサイト「リスタ！NET」を運営している。

キ 社会を明るくする運動（昭和26年度開始）

法務省の主唱による、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である。国、都道府県、区市町村それぞれが推進委員会を設置して運動を実施しており、都は知事が推進委員会委員長となっている。毎年7月の強調月間を中心に啓発キャンペーン等を行っている。

ク 協力雇用主制度の普及啓発

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを支援する民間事業主である協力雇用主の拡大を図るため、普及啓発を行っている。

ケ 非行少年の再犯防止、社会復帰支援事業（平成27年度開始）

保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分を受けた者の割合を見ると、無職者は有職者の約3倍となっている。このことから、非行歴のある少年が立ち直り、社会の一員として自覚と責任を醸成していくためには就労が重要であるという考えの下、保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用することで同人に就労の機会を与え、本格的な就労に向けた第一歩としている。

コ サポートーズ交流会（令和5年度開始）

犯罪をした者等の立ち直りに携わっている機関や支援者同士のネットワーク強化と支援活動の促進・活性化を図るため、再犯防止に携わる関係機関・支援者の交流会を開催し、関連施設の見学や意見交換等を行っている。

サ 保護司活動への理解を深めるための都職員等説明会（令和5年度開始）

保護司の確保が課題となっていることを踏まえ、保護司に関する都職員等の理解を深めるための説明会を開催している。

(7) 少年非行を防止する取組の推進

万引きは非行の入口ともいわれており、それを繰り返すうちにより重大な犯罪を行うようになる場合もあることから、子供に万引きをさせないための取組を推進している。

ア 子供に万引きをさせない連絡協議会の運営（平成18年度開始）

子供の非行防止や健全育成に資するため、子供の万引き防止対策を協議、推進する連絡協議会を設置している。

・構成 学識経験者 1人、健全育成団体等 15人、行政等 3人 計19人

イ 万引き防止啓発活動の推進（平成19年度開始）

(ア) 万引き防止啓発リーフレットの作成・配布

万引き防止を啓発するリーフレットを発達段階に応じ3種類を作成し、都内全小中学校の小学校2年生、5年生及び中学校2年生を対象に配布し、学校における指導を支援している。

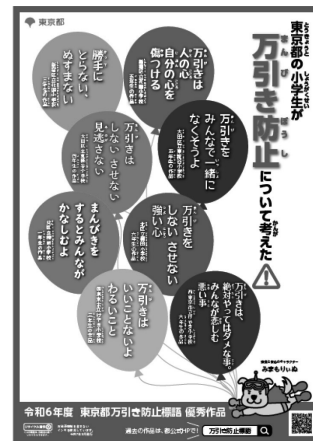
(イ) 健全育成音楽劇の実施

子供の万引き防止をテーマとした音楽劇や講話、鑑賞後の授業等を地域の実態や課題を踏まえて実施することで、「万引きをしない、させない、見逃さない」という気運づくりを進めるとともに、子供の規範意識を育んでいる。

また、令和2年度からは実施校の児童を対象として、「万引き防止標語」の作成を通じて学習を深める取組を行っている。



健全育成音楽劇



万引き防止標語ポスター

(8) 身近な犯罪の防止対策

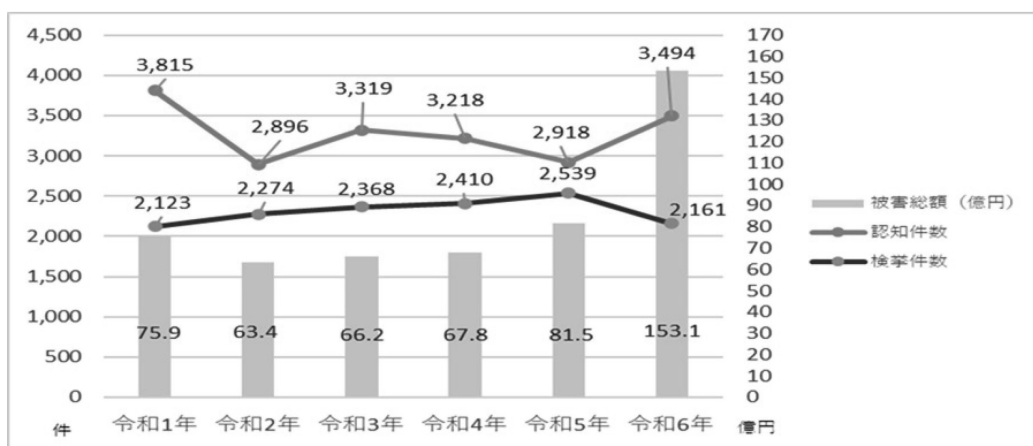
都民の身近で発生する犯罪は多種多様であるため、情勢に応じて柔軟かつ機動的に対応することを基本とし、「特殊詐欺対策」をはじめ、「女性に対する犯罪の防止対策」等の各種被害防止対策を警視庁、区市町村、関係団体等と連携し実施している。

ア 特殊詐欺対策

令和6年の都内の特殊詐欺被害額は約153億円と過去最悪となった。

多発する警察官を騙るオレオレ詐欺など、巧妙化する手口等を踏まえた啓発を幅広い年齢層に実施する。

【都内の特殊詐欺による被害総額・認知件数・検挙件数】



(出典：令和6年における特殊詐欺の状況について（警視庁）)

(ア) 特殊詐欺被害防止に向けた体験型啓発（令和4年度開始）

体験希望者に特殊詐欺の犯行手口を模した電話や、SMS（ショートメッセージサービス）を体験させることで、特殊詐欺被害に遭う危険性を実感してもらい、注意喚起を行っている。また、子世代等からの申込みを受け付けることで、家族で特殊詐欺対策を考える機会を創出している。

令和5年度からは自治体が主催する防犯講習等に講師を派遣し、手口の解説や対策の説明に加え、会場において特殊詐欺を模した電話やSMSを体験する方式で実施している。

・事業実績（令和6年度）

実施回数：25回、参加人数：1,077人

(イ) 特殊詐欺被害防止公演等広報啓発活動（平成18年度開始）

警視庁等と連携し、特殊詐欺の手口を分かりやすく解説した高齢者向けの被害防止リーフレットの作成・配布、プロの劇団員による「特殊詐欺被害防止公演」、その他様々な媒体を活用した広報啓発活動を実施している。

上記の取組に加え、SNS等による最新の特殊詐欺被害に対する注意喚起広告を実施している。

・事業実績（令和6年度）

プロの劇団員による特殊詐欺被害防止公演 77回

特殊詐欺被害防止対策用リーフレット 150,000部

(ウ) 特殊詐欺加害防止に向けたターゲティング広告による広報（令和4年度開始）

令和4年8月からインターネットやSNS上で「受け子」や「出し子」など、いわゆる闇バイト関連の単語を検索した10代から30代の若者に対し、警告を行うターゲティング広告を表示させるとともに、啓発動画コンテンツ等がある特設サイトに誘導して特殊詐欺の危険性について啓発を行い、闇バイト等への応募を思いとどまらせている。ま

た、特設サイトでは、AIチャットボット機能を活用した相談システムを構築し、相談・支援機関の案内を行っている。

(エ) 特殊詐欺加害防止に向けた広報（令和4年度開始）

若者が「楽して高収入」「日給5万円以上」などの募集に騙され、闇バイトに応募することのないよう、特殊詐欺加害防止用のリーフレットの作成・配布を行うとともに、令和7年度は啓発漫画等を制作する。また、来日する外国人の増加に伴い、闇バイトに関わらないための注意点等について、日本語、英語、中国語、ベトナム語を併記した外国人向け特殊詐欺加害防止用リーフレットの作成・配布を行う。

・事業実績（令和6年度）

特殊詐欺加害防止リーフレット 200,000部

外国人向け特殊詐欺加害防止リーフレット 50,000部

イ 女性に対する犯罪の防止対策

(ア) リーフレット及び講習会による啓発（平成26年度開始）

警視庁等の関係機関と連携し、DVやストーカー、痴漢、盗撮等の被害防止に向けて、注意すべき事項、被害防止のポイント及び被害を受けた際の相談・連絡先を記載したリーフレットを作成・配布し、大学生、専門学校生等に対し、広く注意喚起を行っている。



・事業実績（令和6年度）

女性に対する犯罪被害防止用リーフレット 130,000部

女性に対する犯罪被害防止講習会 13回

犯罪被害防止用リーフレット

(イ) 女性に対する犯罪の防止対策に向けた広告（令和5年度開始）

女性に対する犯罪の現場に居合わせた第三者が、犯罪を見て見ぬふりをせず、さりげない行動により被害を未然に防止し、社会全体で女性に対する犯罪を許さないという社会気運を醸成するため、女性が犯罪被害に遭いやすい事例に基づき、現場に居合わせた第三者が被害を未然に防止するためにとり得る「さりげない行動」について、特設サイトを開設するとともに、動画で紹介するなど、各種媒体を通じた広報展開を行う。

ウ 痴漢撲滅プロジェクト（令和4年度開始）

痴漢被害のない社会の実現を目指し、令和4年度末に庁内関係各局及び警視庁から成るプロジェクトチームを設置し、「痴漢撲滅プロジェクト」を推進している。令和5年度からは、痴漢被害実態把握調査を行うとともに、ホームページ等による情報発信やキャンペーン・イベント等を通じた普及啓発など、痴漢撲滅に向けた取組を行っている。

・受験期の痴漢撲滅キャンペーン 令和7年1月15日から2月28日まで

・春の痴漢撲滅キャンペーン 令和7年4月7日から5月31日まで

※重点期間 4 月 7 日から 4 月 18 日まで

エ 万引き対策（平成18年度開始）

万引き防止官民合同会議と連携した「万引きをしない、させない、見逃さない」社会環境をつくるためのキャンペーンや、警視庁・事業者と共同した「万引きをしにくい店舗づくり」を実施している。令和 6 年度は、万引き防止官民合同会議に参加し、関係者と連携し、万引き防止を推進した。

オ 危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定（平成27年度開始）

危険ドラッグ及び特殊詐欺の犯罪拠点として都内の建物が利用されないようにするため、都、警視庁、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部で、平成27年 5 月に協定を締結した。本協定に基づき、都及び警視庁は協会に危険ドラッグ及び特殊詐欺に関する情報提供を行い、両協会は協会員へ建物を危険ドラッグの販売や特殊詐欺の用に供しないための啓発活動等を行っている。

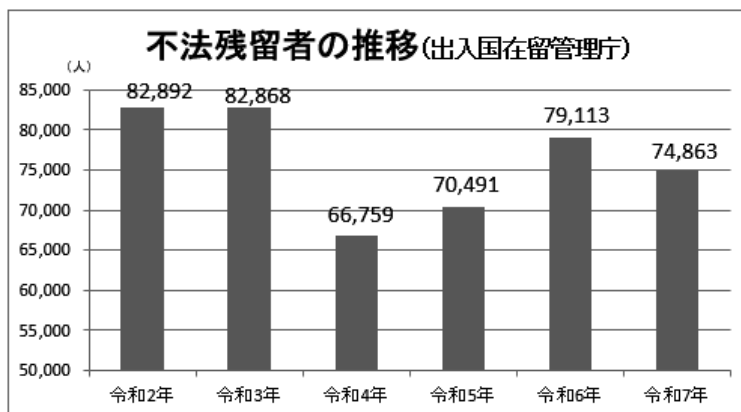
(9) 外国人不法就労防止対策

都は、出入国在留管理庁、東京出入国在留管理局及び警視庁と連携して不法滞在外国人対策の取組を行っているが、令和 7 年 1 月現在、依然として全国で 74,863 人（前年比 4,250 人減）の不法残留者が存在している。

不法残留者をはじめとした不法滞在者の多くが不法就労しており、こうした背景には、雇用する側の事業主が、外国人の在留管理制度について十分な知識を持っていないことに加え、不法滞在者等を低賃金の労働者として雇用している実態がある。

そのため、都では、不法滞在を可能としている環境の適正化を図るため、東京出入国在留管理局、警視庁などと連携し、事業主を対象とする不法就労防止啓発講習などの対策を実施している。

【不法残留者数の推移・全国 ※基準日は各年とも 1 月 1 日】



(出典：本邦における不法残留者数について（出入国在留管理庁）)

【稼働場所別不法就労事件数の推移】

不法就労者の推移(都道府県別)						(人)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	12,816	10,993	13,255	6,355	12,384	14,453
その他	3,539	2,972	3,595	1,858	3,335	3,406
茨城県	2,126	1,512	1,973	1,283	2,748	3,452
千葉県	1,878	1,488	2,064	890	1,915	2,257
群馬県	826	851	1,439	536	1,333	1,799
埼玉県	1,290	1,290	1,632	558	1,172	1,438
愛知県	1,606	1,452	1,265	701	1,050	1,184
東京都	1,551	1,428	1,287	529	831	917

(出典：出入国在留管理庁ホームページ、令和6年における入管法違反事件について)

ア 不法就労防止啓発講習（平成18年度開始）

在留管理制度の正しい認識や適正雇用についての意識を高めるため、「出入国管理及び難民認定法」（昭和27年法律第126号。以下「入管法」という。）や労働関係法令の知識を伝える不法就労防止啓発講習を実施している。

また、平成28年度からは、企業の人事担当者が一堂に会す展示会で、東京出入国在留管理局、警視庁及び東京労働局と連携して、外国人労働者雇用マニュアル等の配布や外国人雇用に関する相談会を行っている。

- ・事業実績（令和6年度）

不法就労防止啓発講習 40回、受講人数 2,218人

イ 「外国人労働者雇用マニュアル」の作成（平成18年度開始）

外国人労働者を雇用する際の注意点を分かりやすく解説した「外国人労働者雇用マニュアル」（日本語版のほか、外国語版8言語）を作成している。日本語版は冊子化（外国語版はホームページ掲載のみ）し、講習の際に教材として活用するほか、団体や企業等に配布している。

- ・事業実績（令和6年度）

外国人労働者雇用マニュアル 20,000部

ウ 外国人適正雇用推進月間（平成22年度開始）

都内における外国人の適正雇用を呼びかけるため、毎年6月及び12月に東京出入国在留管理局や警視庁、東京労働局、区市町村等関係機関と連携した街頭キャンペーンを実施している。

- ・事業実績（令和6年度）

6月 6か所で実施

12月 3か所で実施



外国人労働者雇用マニュアル



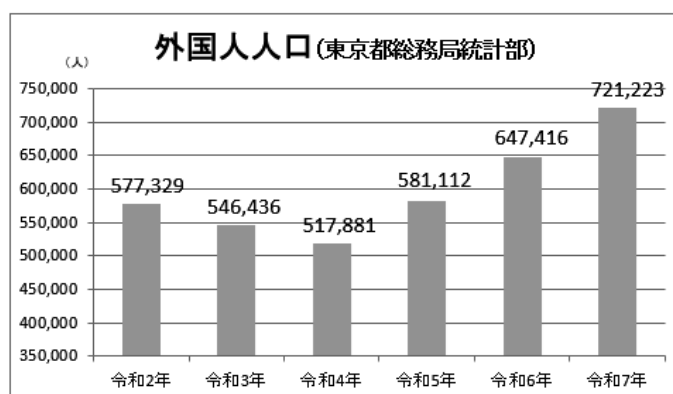
街頭キャンペーンの様子

エ 外国人適正雇用推進宣言事業所づくり（平成23年度開始）

都内の事業主に対して適正雇用への意識を高めてもらうため、会社、店舗等の事業所を訪問して「外国人適正雇用推進宣言事業所マグネット」を配付し、事業所の入口付近や顧客等の目に留まりやすい場所に貼付してもらうことで、不法就労を許さない環境づくりに取り組んでいる。

(10) 外国人滞在支援対策

都内在住の外国人は、令和7年1月現在約72.1万人（前年比約7.4万人増）であり、外国人居住者の数は全国最多となっている。



（出典：東京都ホームページ、外国人人口）

外国人の中には、生活環境、文化、言語の違いから、日本人住民とトラブルとなる者や、日本の法律の不知、錯誤等から、意図せずに法を犯してしまう者も存在する。このため、都では在住外国人に日本のルール・マナーや法律を正しく理解してもらい、トラブルを未然に防ぐ対策に取り組んでいる。

ア 滞在適正化講習（留学生等に対する生活指導講習）（平成27年度開始）

来日外国人が犯罪に関与せず、日本で適正な生活を送れるようにするため、留学生や技能実習生等を対象に出張型の啓発講習を実施している。

- ・事業実績（令和6年度）

35回、受講人数 1,729人

イ 「外国人在留マニュアル」の作成（平成27年度開始）

来日外国人が、日本で適正な生活を送れるよう、外国人が意図せずに法を犯しがちな入管法、刑法、道路交通法等の日本の法律やルール・マナーを理解してもらうため、「外国人在留マニュアル」（日本語版のほか、外国語版21言語）を作成している。

本マニュアルは各言語版をホームページに掲載しているほか、都内在住の外国人の人口構成を参考に日本語版及び外国語版の計12言語を冊子化し、滞在適正化講習での活用や東京出入国在留管理局、外国



外国人在留
マニュアル

人在留支援センター、区市町村、警視庁等を通じて広く配布している。

・事業実績（令和6年度）

外国人在留マニュアル

（冊子 計60,000部）

日本語、中国語（簡体字）、英語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、シンハラ語、モンゴル語、ベンガル語、インドネシア語の計12言語

（ホームページ掲載のみ）

中国語（繁体字）、フランス語、ポルトガル語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ウルドゥー語、ペルシャ語の計10言語

ウ 来日外国人向け啓発DVDの活用（平成27年度開始）

日本に在留する外国人（観光客を含む。）に対して、日本の法律やルール・マナーを教示するDVDを作成し、留学生等に対する生活指導講習で活用している。

(11) 暴力団排除対策

暴力団は、近年、みかじめ料の徴収など慣習的な資金獲得活動に加え、暴力団員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与するなど、「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付けられる犯罪集団と共謀して犯罪を行っている事例がある。加えて、経済や社会情勢の変化に応じて、金融業、建設業、労働者供給事業、風俗営業等に関連する多種多様な資金獲得活動を行っている実態が認められる。

都は、警視庁や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追都民センター」という。）等の関係機関と連携して、行政対象暴力対策や都の契約からの暴力団排除、社会全体の暴力団排除気運を高めるための広報啓発活動など、実効性のある暴力団排除対策を実施している。令和5年11月には、都、警視庁及び暴追都民センターの3者で協定を締結し、「匿名・流動型犯罪グループ」への対処に関しても連携して対処していくこととしている。

ア 暴力団排除の取組（平成21年度開始）

行政対象暴力を防止して公務の適正かつ円滑な執行を確保するために、総務局と連携し、行政対象暴力対策連絡会議や講習会を開催している。さらに、都の全ての契約から暴力団を排除するために、財務局と連携して平成22年11月に改正された「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」に基づき、令和7年3月末までに、暴力団関係企業8社を排除している。

また、東京都全体で行政からの暴力団排除を推進するため、「区市町村暴力団排除担当課長連絡会議」等を通じて、暴力団情勢等についての情報提供等を行い、区市町村との連携や情報共有を図っている。

・事業実績（令和6年度）

行政対象暴力対策連絡会議 1回 行政対象暴力対策講習会 1回

区市町村暴力団排除担当課長会議 1回

イ 東京都暴力団排除条例の施行に伴う取組（平成22年度開始）

企業等に対しては、暴力団の実態や不当要求対応要領について、青少年や青少年の教育に携わる者に対しては、青少年が、「匿名・流動型犯罪グループ」等が関与する犯罪の被害者や加害者にならないようにするための対応要領について、それぞれ暴力団排除実演式講話による啓発を行っている。

その他、青少年の教育に関する支援として、警視庁、暴追都民センター及び法務省と連携し、多摩少年院において、暴力団排除実演式講話等の「特別授業」を通じ、在院者の更生を支援している。

また、暴力団排除Webサイトに、暴力団や「匿名・流動型犯罪グループ」の実態等に関する情報を掲載して、青少年の暴力団加入防止を図るとともに、暴力団員に対しては組織からの離脱を促しているほか、暴力団排除活動の重要性について都民の理解を深め、暴力団や「匿名・流動型犯罪グループ」の排除に向けた気運の更なる向上を図るため、警視庁、暴追都民センターと連携した暴力団排除イベントの実施や、啓発リーフレットの作成、配布をしている。

・事業実績（令和6年度）

暴力団排除実演式講話の実施

- ・企業等 22回
- ・中高生、大学生等 30回
- ・少年院在院者 1回

暴力団排除イベントの実施 3回

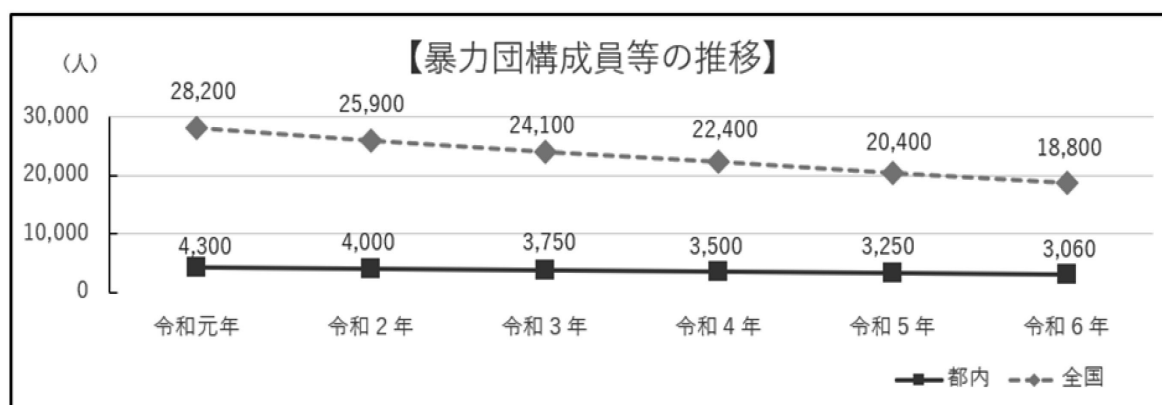
匿名・流動型犯罪グループに関する啓発リーフレット 70,000部



暴力団排除実演式講話



暴力団排除イベント



(出典：暴追東京ねっとわーく＜公財＞暴力団追放運動推進都民センター)

(12) 防犯機器の導入促進

いわゆる闇バイト強盗の発生などにより、都民の不安や防犯意識が高まっている状況を踏まえ、地域の防犯力を強化するため、令和7年度から2年間の緊急対策として、侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等を個人住宅に導入・設置する都民に対し、区市町村を通じた補助を実施している。

ア 防犯機器等購入緊急補助事業【新規】

区市町村が対象とした侵入盗対策に有用な防犯機器等を購入する場合に、都として1世帯当たり上限2万円（令和8年度は上限1万円を予定）までの補助を実施する。

3 交通安全対策等の推進（総合推進課）

(1) 交通事故防止

ア 春・秋の全国交通安全運動（昭和23年度開始）、TOKYO交通安全キャンペーン（平成4年度開始）

都民一人ひとりに交通安全意識を浸透させ、実践し、習慣づけるための広報啓発活動（ポスターの掲示、リーフレットの配布及びイベント等）を、警視庁、区市町村をはじめとする関係機関・団体等と連携して行っている。

・事業実績（令和6年度）

春の全国交通安全運動 令和6年4月6日から15日まで

秋の全国交通安全運動 令和6年9月21日から30日まで

TOKYO交通安全キャンペーン 令和6年12月1日から7日まで

参考 「第11次東京都交通安全計画」

都内の陸上交通に関する交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、5か年の大綱として策定した。

(1) 計画年度

令和3年度から令和7年度まで

(2) 計画目標

- ・令和7年までに、24時間死者数を110人以下、死傷者数を27,000人以下とすることを目指す。

(※令和6年中の死者数は146人、死傷者数は33,397人)

- ・鉄道事故において、乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数の減少を目指す。
- ・踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止する。

(3) 重視すべき視点

高齢者及び子供の交通安全の確保、自転車の安全利用の推進、二輪車の安全対策の推進、飲酒運転の根絶、先端技術の活用、「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進、東京2020大会を踏まえた交通安全

(参考) 都内の交通事故発生件数・死者数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事故総件数 (件)	25,642	27,598	30,170	31,385	30,103
死者数 (人)	155	133	132	136	146

(出典：警視庁交通年鑑(警視庁))

イ 暴走族追放の普及啓発(昭和62年度開始)

毎年6月を「暴走族追放強化期間」として、警視庁等と連携して暴走族追放ポスターを作成し掲示するなど、暴走族を許さない環境づくりを促進している。

・事業実績(令和6年度)

暴走族追放ポスター 6,900枚

暴走族追放リーフレット 16,280枚

ウ 過積載防止対策(平成4年度開始)

「過積載防止対策庁内連絡会議」を設置して、都の公共工事等から過積載運行車両を排除するため、工事現場の巡回調査や現場総点検の実施などの防止対策に取り組んでいる。

また、過積載走行による悪影響や関連する法令等を記載したパンフレットや啓発用ステッカーを作成・配布し、工事関係者等への周知及び啓発を行っている。

・事業実績（令和6年度）

パンフレット 5,080部、ステッカー 5,580枚

エ 首都交通対策協議会会長賞の贈呈（平成10年度開始）

交通安全対策の功労が特に顕著であった区市町村、当該地域の交通安全協会及び高齢者の事故防止対策に積極的に取り組んだ団体に対し、首都交通対策協議会会長賞を贈呈し、より一層の交通安全対策の推進を図っている。

・事業実績（令和6年度）

世田谷区、羽村市、世田谷・北沢・玉川・成城・福生交通安全協会
東京カラオケボックス防犯協力会

オ 区市町村の交通安全教育担当者への実務講習会（平成14年度開始）

区市町村の交通安全教育担当者を対象に、交通安全に関する知識及び実務能力を身に付ける講習会を実施し、区市町村が行う交通安全教育を支援している。

・事業実績（令和6年度） 2回

カ 子供と高齢者、外国人等の交通安全対策

(ア) 参加・体験型の交通安全教育

道路横断時の危険性を疑似体験できる「歩行者シミュレータ」（平成19年度開始）や反射材の効果を視認できる「くらピカBOX」（平成22年度開始）等による交通安全教育を実施している。

・事業実績（令和6年度）

歩行者シミュレータの運用 154回 体験者 12,900人

(イ) 高齢者交通事故防止の普及啓発（平成18年度開始）

警視庁や関係機関・団体等と連携し、高齢者向けの交通安全教室を実施しているほか、高齢者の重大事故が社会問題化していること等を踏まえ、運転免許の自主返納制度や免許返納後の生活サポートについての周知を行っており、一般社団法人東京バス協会が発行する冊子「東京都シルバーパスを利用されるみなさまへ」に記事を掲載している。また、各種イベントや高齢者が集まるスーパー、駅、公園等において、一人でも多くの高齢者に交通安全意識が浸透するように、反射材やリーフレットの配布を通じて普及啓発活動を行っている。そのほか、令和4年度から病院等の医療機関や公共交通機関内のデジタルサイネージにおいて、高齢運転者の運転免許証の自主返納に向けた動画を放映し、普及啓発を行っている。

・事業実績（令和6年度）

運転免許自主返納普及啓発リーフレット 2,046,500枚

(ウ) 地域交通安全ふれあい事業（平成21年度開始）

区市町村が主催する高齢者対象の講習会等において、都が出前形式で俊敏性測定器や四輪シミュレータ等を用いた参加・体験型の交通安全教育を実施し、地域の交通安全意識の向上を図っている。

・事業実績（令和6年度） 6回 参加者 495人

(エ) 外国人に対する交通安全教育（平成26年度開始）

東京都公式動画チャンネルにて、外国人の交通ルールの遵守及びマナーの向上を図っている。

・事業実績（令和6年度）

東京動画（東京都公式動画チャンネル）への掲載 9か国語

キ 飲酒運転対策（平成18年度開始）

警視庁、区市町村等の関係機関と連携し、飲酒運転根絶の気運醸成を図るため、特に飲酒の機会が増える夏季を捉えて「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」を実施している。

また、飲酒運転根絶ステッカーを作製し、酒類提供店等へ配布するなど、年間を通じて店内での掲示や呼び掛け等を依頼している。

・事業実績（令和6年度）

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン（令和6年7月1日から7日まで）

街頭ビジョン及び電光掲示板における広報 11か所で実施

飲酒運転根絶ステッカー・シール配布 2,722枚

ステッカー1,602枚（内訳 飲食店用320枚、販売店用200枚、駐車場用826枚、共用256枚）

シール 1,120枚（内訳 飲食店用620枚、販売店用100枚、共用400枚）

ク 東京都交通安全ポスターコンクール（平成25年度開始）

都内在住又は在校の小学生を対象として、子供の交通安全意識の向上と子供の目線から交通事故防止を訴えることを目的にポスターコンクールを実施している。

優秀作品は、「知事賞」、「本部長賞」等として表彰し、知事賞作品は春・秋の全国交通安全運動のポスター等に活用している。

・事業実績（令和6年度）

応募総数 558点（このうち知事賞2点含む26点を選出）

ケ 交通短期保護観察処分者に対する交通安全教育（平成18年度開始）

交通短期保護観察処分に付された少年に対し、講義を通じて命の大切さや社会的責任に関する内容を中心とした交通安全教育を実施している。

コ 自動車運転代行業の認定等に関する同意・監督（平成27年度開始）

国土交通大臣から都道府県知事への権限委譲に伴い、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」（平成13年法律第57号）に基づき、自動車運転代行業の認定等に関する同意及び監督に係る事務を行っている。

サ 交通事故相談

交通事故による被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて損害賠償額、示談の仕方、保険請求の手続、生活更生問題などの相談に応じている。また、区市の交通事故相談員や担当者への研修を行い、相談機能の充実を図っている。

- ・相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。） 午前9時～午後5時
- ・事業実績（令和6年度）

＜内容別相談件数＞

区 分	件数（件）	割合（％）
賠償問題	3,342	84.6
更生問題	304	7.7
その他	305	7.7
合 計	3,951	100.0

＜被害者・加害者別相談件数＞

区 分	件数（件）	割合（％）
被害者	3,131	79.3
加害者	756	19.1
その他	64	1.6
合 計	3,951	100.0

＜経路別相談件数＞

区 分	件数（件）	割合（％）
来 訪	1	0.1
電 話	3,950	99.9
郵 送	0	0
合 計	3,951	100.0

(2) 自転車安全対策

ア 自転車安全利用普及啓発

都内では、自転車に関与した事故の割合は全国平均の約2倍と高い水準にあり、ルール・マナーを守らない自転車利用者の問題が社会的関心を集めている。このため、各種イベントや体験会、セミナーの開催、リーフレットの配布、SNS等を活用したターゲティング広告の展開など幅広く、多面的な取組を通じて、自転車の交通ルールを広く周知し、安全利用の促進を図っている。

(ア) 自転車安全利用TOKYOキャンペーン（平成20年度開始）

社会全体で自転車の安全利用を推進するため、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成25年東京都条例第14号。以下「自転車安全利用条例」という。）や東京都自転車安全利用推進計画（以下「推進計画」という。）を踏まえ、毎年5月の自転車月間に合わせて、区市町村、警察及び関係団体と連携してキャンペーンを実施している。

キャンペーン期間中は、広く都民に対して自転車の安全利用の意識向上を図るため、イベントと連携した自転車シミュレータを活用した交通安全教室やスケアード・ストレ



イベントと連携したスケアード・ストレイト交通安全教室

イト交通安全教室（※）の開催、街頭啓発活動、啓発用リーフレットの配布等を実施している。

※スタントマンによる自転車事故の現場再現を通じた交通安全プログラム

（参考）

都内の自転車事故件数、都内・全国の交通事故全体に占める自転車関与事故の割合（％）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
都 内	40.6	43.6	46.0	46.3	45.8
全 国	21.9	22.8	23.3	23.5	23.2
自転車事故 件数※	10,407	12,035	13,883	14,524	13,773

（※ 自転車事故件数は、自転車の関与事故件数であり、自転車相互事故は1件として計上）

（出典：警察庁「令和6年中の交通事故の発生状況」、警視庁「都内自転車の交通事故発生状況」）

（イ）自転車シミュレータ交通安全教室（平成24年度開始）

子供から高齢者まで、自転車のルールを分かりやすく習得できる自転車シミュレータやVR機器を活用し、区市町村や学校等と協働して交通安全教室を開催している。

・事業実績（令和6年度） 225回

（ウ）自転車安全利用宣言証の交付（平成27年度開始）

自転車シミュレータ交通安全教室や自転車安全利用TOKYOセミナーの受講者等に、自転車の安全利用を常に心掛け、行動につなげてもらえるよう、「自転車安全利用宣言証」を交付している。また、自転車安全利用協賛企業を募集・認定し、宣言証保有者には、協賛企業からの特典が付与される。



自転車安全利用宣言証



特典を受けられる店舗・施設のステッカー

（エ）自転車安全利用PRサポーター（平成27年度開始）

東京交通少年団（BAGS 通称「バッグス」）を「自転車安全利用PRサポーター」に任命し、自転車利用時のヘルメット着用等の交通ルール・マナーを地域の子供から発信することで、自転車の安全利用の普及啓発を図っている。

(オ) 自転車用ヘルメット普及促進事業（平成27年度開始）

道路交通法や自転車安全利用条例、推進計画の趣旨を踏まえ、自転車用ヘルメットの着用気運を醸成するため、東京都自転車安全利用サポーターの協力を得ながら、自転車乗用時のヘルメット着用の必要性等に関する広報を実施している。

(カ) 自転車交通ルールチェックシート配布（平成28年度開始）

自転車小売業者等による販売時の交通ルールの啓発義務化をするなど、民間事業者と連携し、自転車販売店において交通ルール等をまとめたチェックシートを配布することで都民等へ啓発を行っている。

(キ) 東京都自転車安全利用サポーター（平成30年度開始）

主体的に自転車安全利用に向けた取組を行う事業者と協定を締結し、当該企業を「東京都自転車安全利用サポーター」として認定し、サポーター証を授与している。

・事業実績（令和6年度末） 10社指定

(ク) 自転車損害賠償保険等への加入促進（令和2年度開始）

令和2年4月1日から自転車損害賠償保険等への加入を自転車利用者、未成年者の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けた。

各種媒体を活用して、条例改正の内容や保険加入の必要性を都民に対して啓発している。

(ケ) 東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」（令和4年度開始）

自転車事故事例やルール・マナーの学習に加え、自転車走行シミュレーションによる発進・停止・障害物を避ける等の体験学習が可能なスマートフォン等向けコンテンツをリリースした。PRカード・リーフレットの配布や動画、SNS広告等を通じた広報のほか、各種イベントにおける体験会等、利用に向けた普及啓発を行っている。

(コ) 東京都自転車ルールブック【新規】

令和8年4月施行予定の自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）を契機に自転車安全利用への関心が高まる機会を捉え、自転車の交通ルールを分かりやすく、網羅的にまとめたルールブックを作成する。作成したルールブックは、区市町村や関係機関等と連携し、広く都民に周知・広報していく。

イ 自転車安全利用TOKYOセミナー（平成26年度開始）

自転車安全利用条例や推進計画では、行政、自転車利用者、事業者など、自転車に関わる全ての主体が果たすべき役割を示している。

このうち、通勤や業務で自転車利用を認める都内の事業者を対象に、従業員に対する自転車利用のルール・マナーの向上や交通安全教育の推進、放置自転車の防止対策等に努める事業者の取組を支援するとともに、事業所内での取組が普及・定着するよう、事業所内で自転車安全利用を推進するリーダーを育成する講習会（Web形式でも実施）を開催している。

- ・事業実績（令和6年度） 8回

ウ 自転車安全利用推進事業者制度（平成28年度開始）

自転車安全利用条例に基づき、事業者は、従業員に対して自転車に関する研修や情報提供等の必要な措置を講じるため、自転車安全利用推進者を選任することが努力義務となっている。都ではこの取組を進める事業者に支援を行うため「自転車安全利用推進事業者制度」を実施し、自転車安全利用TOKYOセミナーの情報提供や社内研修のための講師を紹介するなどしている。

エ 自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助（令和元年度開始）

自転車の安全性や都民の安全利用意識を向上させ、自転車安全利用の促進を図るため、都民の自転車点検整備や自転車安全利用を促進する事業を実施する区市町村に対し補助を行っている。また、令和5～6年度においては、都民のヘルメット着用促進に向けた取組を早期に加速するため、ヘルメット購入助成事業を実施する区市町村に対し補助を行った。

- ・事業実績（令和6年度）

補助対象区市町村 48区市町

補助総額 121,255千円

オ 放置自転車対策

都内の駅周辺における自転車等の放置台数は、ピーク時の平成2年には約24.3万台にも上っていたが、令和6年の調査では約1.6万台にまで減少している。しかしながら、依然として駅周辺には大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者や緊急車両等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど見過ごすことのできない社会問題となっている。このため、区市町村や関係機関、地域と連携して、放置自転車を減らすための取組を推進している。

(ア) 放置自転車の実態調査（昭和52年度開始）

区市町村を通じて、駅前の放置自転車等の実態等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表し、対策に役立てている。

- ・事業実績（令和6年度）

都内の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数
16,042台（前年度比637台減少）

(イ) 駅前放置自転車クリーンキャンペーン（昭和59年度開始）

毎年10月下旬の10日間に、都内全域において、区市町村とともに、警視庁や鉄道・バス事業者、商工業団体、交通安全普及団体等と連携して、ポスター・リーフレットによる広報や、Web広告を行うほか、駅頭での放置防止啓発キャラバン隊による普及啓発活動を実施している。

- ・事業実績（令和6年度）

駅前等での広報啓発活動 132駅、放置自転車の撤去活動 535駅

(ウ) 駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈

都内の駅前放置自転車対策事業に功労があった団体や個人に対し、知事名による感謝状を贈呈することにより、駅前放置自転車対策のより一層の促進を図っている。

・事業実績（令和6年度）

1件（1団体）

(3) マイクロモビリティの安全な交通対策（令和5年度開始）

令和5年7月に改正道路交通法が施行され、「特定小型原動機付自転車」として、いわゆる「電動キックボード」等が都内を走行している。運転に際しては免許不要であり（16歳未満は運転不可）、事前の交通ルールの学習を経験していない運転者が多く存在すると思われるため、動画、SNS広告等を通じ、交通ルールの周知を図る。

(4) ITS等を活用した交通の円滑化と安全の促進

ITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）とは、最先端の情報通信技術により、人、道路、車両の間で情報をやりとりし、事故抑制や渋滞解消などを目指す交通システムの総称であり、都はITS等を活用した交通対策を行っている。

ア 普及啓発活動を主軸とした渋滞対策

警視庁及び東京国道事務所等と連携し、都内の渋滞が悪化する時期を重点期間に定め、「配送ドライバー」や「休日のみ車で出かけるドライバー」などの対象に応じて、ドライバーに行動変容を起こさせる普及啓発を重点的に実施するとともに、ITS技術も活用し交通流の円滑化を図っている。

イ 震災時等における運転者等への情報提供

震災時等において、運転者等の安全確保や緊急車両の円滑な通行を確保するため、公益財団法人日本道路交通情報センターの「道路交通情報Now!!災害時情報提供サービス」を利用し、運転者等に対し、道路交通に関する情報（通行止情報や渋滞情報）と都が把握した火災情報を併せて、効果的な情報提供を行っている。

4 若年支援施策の推進（若年支援事業課）

(1) 青少年問題協議会（昭和28年度設置）

青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申するための知事の附属機関である。都は、同協議会からの答申等を受け、青少年健全育成の推進を図るため、様々な施策を展開している。

- ・根拠法令等 地方青少年問題協議会法、東京都青少年問題協議会条例
- ・構成 会長 東京都知事
委員 東京都議会議員 6人、学識経験者 16人以内、

関係行政庁の職員 5 人以内、東京都の職員 8 人以内

・過去 5 期の審議内容（令和 6 年度末時点）

時期	審議テーマ	都の取組
第30期（平成27年 8 月）	「東京都子供・若者計画（仮称）」について	都及び区市町村における子供・若者支援施策の枠組み作りの促進
第31期前期（平成29年 5 月）	児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について	健全育成条例の一部改正
第31期後期（平成30年 7 月）	ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について	地域の若者支援社会資源ポータルサイト（若ぼた）の構築
第32期前期（令和 2 年 4 月）	「東京都子供・若者計画」の改定について	「東京都子供・若者計画（第 2 期）」策定
第32期後期（令和 2 年12月）	SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成	ターゲティング広告等による普及啓発の強化
第33期（令和 5 年 7 月）	犯罪被害などのリスクを抱える青少年への支援について	犯罪被害防止に向けた施策（相談窓口の設置、SNSを活用した啓発の充実など）
第34期（令和 6 年12月）	「東京都子供・若者計画」の改定について	「東京都子供・若者計画（第 3 期）」策定

(2) 若者総合相談支援事業

若者を取り巻く環境は、同世代人口の減少、家族構成の多様化、メディアや情報通信技術の普及・発展など、めまぐるしく変化し、社会的自立に困難を有する若者の持つ背景はこれまで以上に複雑化・深刻化している。このため、若者からの幅広い分野にまたがる相談を一次的に受け付ける若者総合相談支援事業を実施している。

ア 東京都若者総合相談センター「若ナビα（アルファ）」の運営（平成29年度開始）

人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け付け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合相談センター「若ナビα（アルファ）」を運営している。

「若ナビα」では、若者本人やその保護者等を対象に、電話相談、メール相談、LINE相談及び面接相談（対面及びオンライン）を行っており、事業開始以来、若者が利用しやす

い環境整備に取り組んでいる。このほか、若者支援の現場で課題に直面している支援者に対し、ノウハウの提供や助言等の支援を実施している。

また、令和7年度からは、18歳以上のヤングケアラーである若者への支援に当たって、「若ナビα」を一次的な相談窓口として位置づけるとともに、若年支援事業課にヤングケアラー・コーディネーターを配置している。

・主な事業経過

令和元年度 外国語相談開始（英語・中国語・韓国語、メール及び面接相談で対応）

令和4年4月 相談時間延長（20時→23時まで）

令和5年12月 HPにAIチャットボット導入

令和7年度 AIを活用した相談分析ツール導入（予定）

・事業実績（令和6年度）

区分	延べ件数	うち新規件数
電話相談	6,008	1,830
メール相談	116	97
LINE 相談	3,700	1,655
面接相談	64	26
対面	64	26
オンライン	0	0

(3) 地域における若者の自立等支援体制の整備

区市町村において、地域のニーズに応じて若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、相談窓口設置費用の補助を行うなど、地域における若者の自立等支援体制の整備を促進している。

ア 子供・若者自立等支援体制整備の推進（平成23年度開始、平成28年度再構築）

社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口や居場所の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して補助を実施するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を行っている。

・事業実績（令和6年度）

5自治体（港区、墨田区、品川区、荒川区、調布市）

イ 地域支援者向け講習会（平成20年度開始）

社会的自立に困難等を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催して、情報提供を行っている。

・事業実績（令和6年度）

2回（対面開催1回、オンライン開催1回）

ウ 若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」の運営（平成30年度開始）

悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所をいつでもどこでも簡単に探せるよう、ポータルサイトを運営している。令和6年度に新ポータルサイト「若ぼた+」として、若者に向けた発信の強化を図っている。令和7年度には、支援団体相互の連携を促し、分野を超えた協働へとつなげていくため、気軽に相談し合い、有用な情報をいつでも伝達できる専用のプラットフォームをサイト内に新たに構築する。地域支援者向け講習会についても、プラットフォーム内で動画配信する。

・事業実績（令和6年度末時点）

支援情報数394

エ ヤングケアラー相談支援等補助事業【新規】

地域におけるヤングケアラーの支援の一層の普及促進を図るため、18歳から30代までの若者への支援体制を強化する団体に対して、令和7年度以降に新たに雇用した人員の増員分について、福祉局「ヤングケアラー相談支援等事業」における上乗せ補助を実施する。

※福祉局へ執行委任

オ 困難を抱える若者の意見を聴く仕組みづくり【新規】

家庭や職場等に居場所が無い若者やケアラーなど、意見の表明に困難を抱える若者を対象に、社会的自立に向けた若年支援施策の一環として、地域の居場所等の様々な場所に向いたアウトリーチ型手法による意見聴取事業を実施する。

(4) 地域における青少年の健全育成の推進

ア 東京子供支援協議会等の運営

(ア) 東京子供支援協議会（平成17年度開始）

都民、区市町村、事業者、青少年健全育成団体等と協働して、青少年の健全育成に取り組む総合的推進体制を確立し、次代を担う青少年が心身ともに健やかに育成される社会の実現を図ることを目的として、「東京子供支援協議会」を設置している。

・構成：会長 東京都知事

副会長 東京都副知事、東京都教育長、警視庁副総監、東京都商工会議所
連合会会長

委員 行政機関、教育関係団体、事業者団体、青少年健全育成等団体等

・事業実績（令和6年度）

1回（オンライン開催）

(イ) 地域における青少年健全育成推進会議（平成30年度開始）

地域における青少年の健全育成を推進し、区市町村及び地域活動等関係諸団体と都の連絡調整を図るため、「地域における青少年健全育成推進会議」を設置している。

- ・構成：会長 東京都都民安全総合対策本部長
委員 東京都、区市町村、地域活動等関係諸団体
- ・事業実績（令和6年度）
1回（オンライン開催）

イ 地域における青少年の健全育成

青少年の規範意識やコミュニケーション力を育む取組に加え、地域の中で、高齢者や障害者など様々な人との交流により「他者を思いやる」、外国人との交流を通して「多文化への理解を深める」など、青少年のダイバーシティの意識を育む取組を進めている。

(ア) 青少年応援プロジェクト@地域（平成30年度開始）

「多様な他者への理解」「スポーツ体験」「職業体験」をテーマに、青少年や青少年に関わる人々に対して、講演会と交流体験など、ダイバーシティ意識を育むイベントを実施している。

- ・事業実績（令和6年度）
16回

(イ) あいさつ運動の展開（平成18年度開始）

都内の小学校において、「あいさつすることの大切さ」等を学ぶ、「あいさつ音楽劇」を上演し、青少年や保護者、地域の大人に対し、あいさつ運動の気運醸成を行っている。

- ・事業実績（令和6年度）
12回

(ウ) 中学生の主張東京都大会（昭和54年度開始）

中学生から日常生活で考えたことや社会に向けての意見等の作文を募集し、スピーチコンクールを開催している。最優秀者は「少年の主張全国大会」出場候補として推薦される。

- ・事業実績（令和6年度）
応募総数：5,466名 発表者：10名
日時：令和6年9月8日（日曜日）午後2時から午後5時まで
会場：東京都庁第一本庁舎5階大会議場

(エ) 「家族ふれあいの日」の普及（平成12年度開始）

民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用するとサービスが受けられる優待制度の協力店や施設を紹介することで、家族とのふれあいを促進している。

- ・事業実績（令和6年度）
協力店・施設：46団体（65施設）

- (オ) 地域における青少年健全育成応援事業補助(昭和32年頃開始、平成30年度内容変更)
青少年の規範意識やコミュニケーション力を育むとともに、青少年のダイバーシティの意識を育むために区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に係る経費を補助する。

- ・事業実績（令和6年度）

交付決定：35区市町村

- (カ) 青少年健全育成地区委員会連絡会（研修会）（平成14年度開始）

地域で青少年健全育成活動を実施している地区委員会相互の連携を密にするとともに、活動状況を共有するため、地区委員会連絡会を開催している。また、区市町村が推薦する取組をモデル事例に指定し、研修会で発表している。

- ・地区委員会数：721（57区市町村）（令和6年4月現在）

- ・事業実績（令和6年度）

連絡会：1回（オンライン開催）

研修会：1回

- (キ) 地区委員会アドバイザー派遣事業（平成31年度開始）

地域の課題の解決に取り組む地区委員会を支援し、その活動を活性化するため、地域の課題解決に必要な様々な知識をもった専門家を派遣する。

- ・事業実績（令和6年度）

15回

- (ク) 青少年健全育成地区委員会等推進モデル事例集の作成(平成13年度開始)

地域社会、家庭、学校が連携し、地域ぐるみで青少年を健全に育成する取組を事例集としてまとめ、活動の参考としてもらうことで、地域での青少年健全育成を促進する。

- ・事業実績（令和6年度）

モデル事例指定：4団体

事例集配布部数：3,000部

(5) 青少年健全育成審議会（昭和39年度開始）

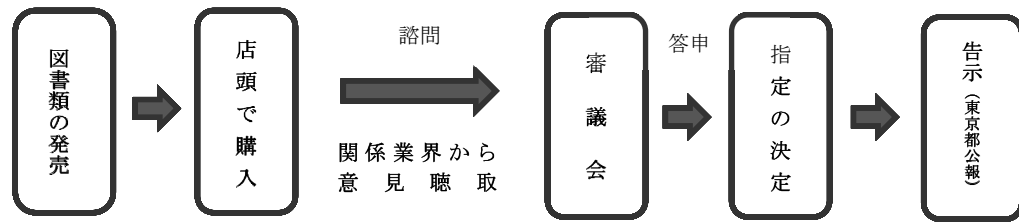
青少年健全育成審議会は、知事が青少年に有益な映画、演劇、がん具類及び図書類を推奨し、又は青少年の健全な育成を阻害するものを指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするときに意見を聴くための附属機関である。平成13年度に、専門的事項に対応するために専門委員制度を設けた。

- ・構成 業界に関係を有する者 3人以内、青少年の保護者 3人以内、学識経験を有する者 8人以内、関係行政機関の職員 3人以内、東京都の職員 3人以内

- ・事業実績（令和6年度）

審議会 6回、優良映画等の推奨 6作品、図書類の指定 4冊

ア 図書類指定の流れ



イ 図書類指定の効果

- ・ 指定図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。
- ・ 青少年が指定図書類を閲覧できないよう包装しなければならない。
- ・ 指定図書類を他の図書類と明確に区分陳列し、営業の場所を容易に監視できる場所に置かなければならない。
- ・ 指定図書類の陳列場所には、青少年への販売等を制限する掲示をしなければならない。

(6) 有害情報等からの保護

青少年を様々な有害情報から保護し、青少年の健全な育成を図るため、健全育成条例に基づき、青少年の生活環境の整備、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の防止等を目的として各種事業を実施している。

ア 立入調査（昭和39年度開始）

青少年を深夜（午後11時から翌日午前4時まで）に、カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェ等に立ち入らせないよう、また、青少年の健全な育成を阻害する図書類が青少年に販売、貸付け、閲覧等されないよう、健全育成条例に基づく職員による立入調査及び自主規制等の実態調査等を行っている。

・ 事業実績（令和6年度）

図書類の販売状況に係る立入調査等

書店・コンビニ店 計100店

映像・ゲームソフト店 計8店

深夜立入制限施設（カラオケボックス、まんが喫茶等）への調査

計25店

イ 健全成功労者等表彰（昭和39年度開始）

青少年の健全育成に功績のあった人、模範的行為を行った青少年等を対象に表彰等を行っている。

・ 事業実績（令和6年度）

被表彰者数 79（団体含む）、感謝状被贈呈者数 90

ウ 青少年健全育成協力員制度（平成16年度開始）

青少年が安全安心に育つ環境を整備するため、健全育成条例に基づく指定図書類及び表示図書類の包装及び陳列がより適切に行われるよう、東京都青少年健全育成協力員制度により、その徹底を図っている。

区市町村からの推薦等により、都民を協力員として委嘱し、当該協力員は書店等において、区分陳列の状況等について調査し、都に報告。都は、協力員からの通報や報告に基づき、問題のある書店等に対する立入調査を実施し、指導を行っている。

<活動内容>

- ・指定図書類及び表示図書類の有無、包装・区分陳列・青少年制限掲示掲出の状況の確認
- ・その他成年向け図書類の自主規制状況の確認
- ・事業実績（令和6年度）

委嘱者数	活動者数 累計	調査店舗 累計	指定図書に係る通報等	立入調査 実施件数	問題あり	問題なし
670	502	2,579	1	1	0	1

(7) いじめ問題対策

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第12条に基づき、知事部局として、都立学校に関していじめ問題に係る取組を行っている。

第 3 参考資料

1 所管条例

(令和7年4月1日現在)

条例名	制定年 (最終改正)	目的
東京都安全安心まちづくり条例	平成15年 (令和6年)	都の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪及び事故の防止に関し、都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図る。
東京都青少年の健全な育成に関する条例	昭和39年 (令和6年)	青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図る。
東京都交通安全対策会議条例	昭和45年 (平成25年)	交通安全対策基本法第17条第5項の規定に基づき、東京都交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	平成25年 (令和6年)	自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車の利用に関し、基本理念を定め、都、自転車利用者、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策や関係者が講じるべき措置等を定める。
東京都青少年問題協議会条例	昭和28年 (平成26年)	地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、知事の附属機関として設置する東京都青少年問題協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

2 所管計画

(令和7年4月1日現在)

計画名	根拠法令等	策定	計画期間	概要
第二次東京都再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律	令和6年	令和6年～10年度	○再犯の防止等の推進に関する法律を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組や再犯防止につながる可能性がある取組を記載
第11次東京都交通安全計画	交通安全対策基本法	令和3年	令和3年～7年度	○都内の陸上交通の安全に関する交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための大綱 ○重視すべき視点は「高齢者及び子供の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転の根絶」、「先端技術の活用」、「「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進」、「東京2020大会を踏まえた交通安全」
令和7年度東京都交通安全実施計画	交通安全対策基本法	令和7年	令和7年度	○第11次東京都交通安全計画に基づき、都内の陸上交通の安全に関し、令和7年度に都及び行政機関等が取り組むべき具体的な施策について定める。
東京都自転車安全利用推進計画	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	平成26年(令和3年改定)	令和3年～7年度	○自転車の安全利用に関する都の施策や自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するための計画
東京都子供・若者計画(第3期)	子ども・若者育成支援推進法	令和7年	令和7年～11年度	○都の様々な分野の計画等と整合を図りながら子供・若者の育成支援に関わる施策等を体系化 ○子供・若者の一人ひとりが健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、都の子供・若者育成支援施策を一層推進

3 主な附属機関

(令和7年4月1日現在)

名 称 〔主管課〕	根拠法令	設置目的
東京都青少年問題協議会 〔若年支援事業課〕	地方青少年問題協議会法及び東京都青少年問題協議会条例	青少年の総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申する。
東京都青少年健全育成審議会 〔若年支援事業課〕	東京都青少年の健全な育成に関する条例	知事が青少年に有益な図書類等を推奨し、または青少年の健全な育成を阻害する図書類等を指定し、若しくは有害広告物に対する措置を命じようとするとき意見を聴く機関
東京都子供・若者支援協議会 〔若年支援事業課〕	子ども・若者育成支援推進法	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関との連携、調査研究及び広報啓発等の推進を図る。
東京都交通安全対策会議 〔総合推進課〕	交通安全対策基本法	法第16条第2項の規定に基づき東京都交通安全計画の作成及びその実施を推進するほか、都域内の陸上交通に関する施策・企画の審議及び当該施策の実施を推進する。

4 各種Webサイト

(令和7年4月1日現在)

サイト名	URL
都民安全総合対策本部	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen
東京都防犯ネットワーク	https://www.bouhan.metro.tokyo.lg.jp/
きみまも@歌舞伎町	https://www.kimimamosoudan.metro.tokyo.lg.jp/
こたエール	https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/
ファミリeルール	https://www.e-rule.metro.tokyo.lg.jp/
リスタ！NET	https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/
特殊詐欺加害防止特設サイト	https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp/
痴漢撲滅プロジェクト	https://www.chikanbokumetsu.metro.tokyo.lg.jp/
TokyoちょこっとActions ～まもる ささえる さりげなく～	https://www.tokyo-chocotto-actions.metro.tokyo.lg.jp/
若ナビα	https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/
若ぼた+	https://www.wakapota.metro.tokyo.lg.jp/



東京都防犯ネットワーク



痴漢撲滅プロジェクト

都民安全総合対策本部事業概要
令和 7 年版

令和 7 年 9 月発行

登録番号 (7) 7

編集・発行 東京都都民安全総合対策本部
総合推進部総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 2263 (ダイヤルイン)

印刷所 株式会社 まこと印刷
東京都港区白金台二丁目 11 番 5 号
電話 03 (6230) 9590



リサイクル適性 (B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

HTT

電力を

へらす

つくる

ためる

Tokyo.Tokyo